

松阪地区広域消防組合
公共施設等総合管理計画

令和4年12月

目次

第1章	計画策定の背景と目的	- 1 -
1	公共施設等の現状と課題	- 1 -
2	計画の位置づけ	- 1 -
3	計画の対象施設	- 2 -
4	計画期間	- 2 -
第2章	松阪地区広域消防組合の現状と課題	- 3 -
1	本組合の概要	- 3 -
2	消防施設の保有量	- 4 -
3	署所の配置状況	- 5 -
4	本組合の現況（2022年4月現在）	- 6 -
5	消防施設の整備状況	- 7 -
6	人口の動向と将来予測	- 8 -
第3章	公共施設等の現況及び将来の見通し	- 9 -
1	財政収支の現況	- 9 -
2	中長期的な施設の更新費用	- 14 -
第4章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	- 18 -
1	公共施設等の管理における基本方針	- 18 -
2	維持管理方針	- 19 -
3	計画の実行・管理	- 22 -

第1章 計画策定の背景と目的

1 公共施設等の現状と課題

全国の地方公共団体では、高度経済成長期に整備された公共施設等が老朽化を向かえる中、今後、大規模改修や建替え等の更新時期を一斉に迎えるという大きな問題と、耐震化、バリアフリー化、省エネ化などへの対応が求められています。また、全国的に財政状況は依然として厳しく、長期的には人口減少等による税収入が伸び悩み、反対に少子高齢化社会の進行に伴う扶助費等の増大が見込まれ、更にはそれらに伴う人口構造の変化により、公共施設に求められる機能も変化しており、時代のニーズに応じた的確な対応と、いかにして公共施設等の維持更新費を抑制していくかが喫緊の課題となっています。

国による、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識の基、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定が要請されました。

このような国からの要請に加え、松阪地区広域消防組合(以下「本組合」という。)の構成団体である、松阪市、明和町、多気町では、公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定していることも鑑み、本組合においても構成団体との連携を図りながら、効率的な行政活動を推進していくため、公共施設等の状況把握を徹底し、長期的な視点をもって今後の維持管理に努めていく指針として松阪地区広域消防組合公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において各地方公共団体が策定することとされている地方版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するもので、構成市町の公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、長期的な視点をもって、更新、長寿命化等を計画的に行う方向性を示すものとして位置づけるものです。また、今後作成することとしている個別施設計画に対して、本計画を上位計画と位置づけます。

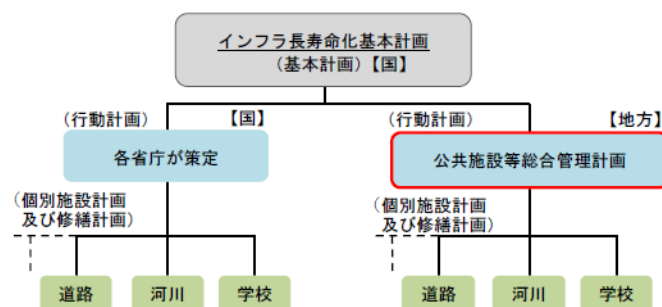


図1-1 公共施設等総合管理計画の体系図

3 計画の対象施設

本計画の対象施設は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」とされていることから、本組合が保有する全ての消防施設（消防本部及び消防署所の庁舎及びその他の訓練施設）とします。また、車両や機械装置は対象外とします。

なお、非常備消防施設である消防団車庫や消防水利施設である防火水槽については、構成市町による管理とされているため、本計画の対象外とします。

4 計画期間

構成市町の公共施設等総合管理計画では、昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけて建設された施設の更新時期が到来する今後 40 年間を計画期間とし、長期的な視点をもって、公共施設等の管理に関する基本方針を定めていることから、本組合も計画期間を 40 年間とします。

また、社会情勢の変化や事業の進捗状況、財政収支の変化等に応じて、期間中においても 10 年ごとに見直しを行うことを基本とします。

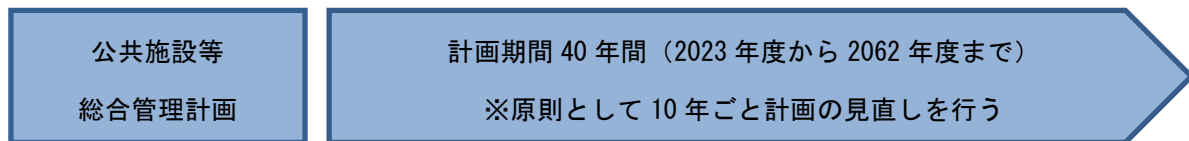


図 1-2 計画期間

第2章 松阪地区広域消防組合の現状と課題

1 本組合の概要

南北に長い三重県の中南部に位置する松阪市、明和町、多気町の1市2町を構成市町とする一部事務組合で、管轄面積が約770 km²、人口約20万人が暮らしています。

本組合は奈良県境から伊勢湾に面するまで、東西に長く広大な管轄範囲を有しており、西部一体が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を榎田川が流れています。北は津市、南は伊勢市と隣接しており、管轄内には国指定天然記念物となる大規模な中央構造線の露頭をはじめ、四季折々の姿を見せる雄大な自然、多くの峠などが残っています。また、伊勢神宮にゆかりのある土地で、その歴史は古く伊勢神宮に仕え暮らしていた齋王の地として約137haにおよぶ国指定史跡「齋宮跡」があり、旅人も多く、三重県南部の産業の中心であり、豊かな文化・歴史遺産の多い地域です。

本組合の消防本部には総務課、予防課、警防課、救急課、総合指令課、消防防災課の6課と防災訓練センターを置き、4つの消防署と5つの分署を配置しています。また、構成市町の松阪市消防団、明和町消防団、多気町消防団とは、火災等の災害時のみならず平時においても連携しています。

本組合は昭和47年9月28日に広域消防組合として発足し、これまで50年に渡りこの地区の消防行政を担ってきました。消防施設の状態としては、消防本部庁舎が30年を経過し、その他の消防署についても築20年前後の施設が多くなっています。

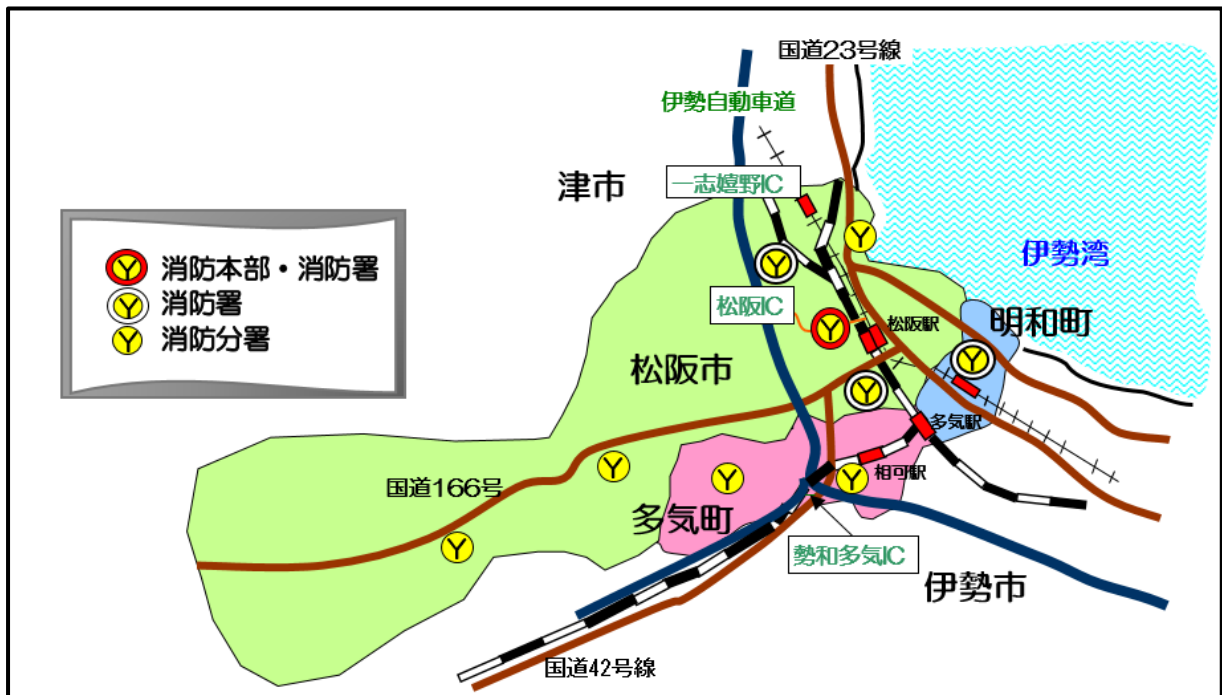


図 2-1 本組合管轄図（松阪市・明和町・多気町）

2 消防施設の保有量

本計画で対象とする消防施設の保有量は、12 施設 14 棟、延床面積で約 7,940.71 ㎡です。

表 2-1 対象施設一覧表（2022 年 4 月時点）

通番	施設名称	所在地	棟名称	建築年度	経過年数	構造	延床面積 (㎡)
1	消防本部 松阪中消防署	松阪市川井町 1001 番地 1	庁舎	1991	30	鉄筋コンクリート	2992.12
2	旧北分署	松阪市川井町 1000 番地 4	倉庫	1966	55	鉄筋コンクリート	126
3	三雲分署	松阪市曾原町	庁舎 ¹	1985	36	鉄筋コンクリート	312
4		872 番地	車庫	2006	15	鉄骨造	182.91
5	旧三雲分署	松阪市曾原町 660 番地	倉庫	1973	48	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	266.4
6	飯南分署	松阪市飯南町 粥見 4401 番地 4	庁舎 車庫	2002	19	鉄筋コンクリート 鉄骨造	452.32
7	飯高分署	松阪市飯高町 宮本 1824 番地 2	庁舎 車庫	2000	21	鉄筋コンクリート 一部木造 鉄骨造	454.31
8	松阪南消防署	松阪市春日町 2 丁目 120 番地	庁舎 車庫	2001	20	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	998.61
9			訓練塔	2000	21	鉄骨造	126
10	多気分署	多気郡多気町 相可 1687 番地 5	庁舎 車庫等	1973 (耐震工事済)	48	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	265.6
11	松阪勢和分署	多気郡多気町 片野 2448 番地	庁舎 車庫	2003	18	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	507.68
12	松阪北消防署	松阪市嬉野権現前町 464 番地 4	庁舎 車庫	2009	12	鉄骨造	613.05
13	明和消防署	多気郡明和町大字 佐田 924 番地 78	庁舎 車庫	1984	37	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	541
14	宮町資器材庫	松阪市宮町 163 番地 1	倉庫等	2020	1	鉄骨造	102.71
合計	12 施設		14 棟				7,940.71

¹ 三雲分署庁舎は、2006 年度に松阪市三雲地域振興局内へ移設

3 署所の配置状況



図 2-2 署所の配置状況

4 本組合の現況 (2022年4月現在)

表 2-2 松阪地区広域消防組合の現況

管内概要	構成市町	面積	人口・世帯数
	松 阪 市 明 和 町 多 気 町	767.68 km ²	人 口 196,884 人 世帯数 89,222 世帯
議会関係	議員定数	議員任期	
	17人 ＜内 訳＞ 松 阪 市：13人 明 和 町：2人 多 気 町：2人	組合規約第7条により、組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期と定められています。	
総務関係	消防関係当初予算	職員数	署 所
	2,735,623 千円 (2022年度)	定員 280名 実員 279名 (再任用、会計年度職員等除く)	消防本部：1 消 防 署：4 消防分署：5
消防関係	火災件数 (2021年中)	火災による損害・死傷者 (2021年中)	救急件数・搬送人員 (2021年中)
	80件 ＜内 訳＞ 建 物：39件 林 野：0件 車 両：9件 その他：32件	損害額：178,226 千円 死 者：6人 負傷者：16人	救急件数：13,403 件 搬送人員：12,990 人

5 消防施設の整備状況

本計画において対象とする消防施設の整備状況を見ると、総延床面積の約92%（約7,282.7 m²）が新耐震基準で建築されており、残りの約8.0%（約658 m²）は旧耐震基準で建築されています。

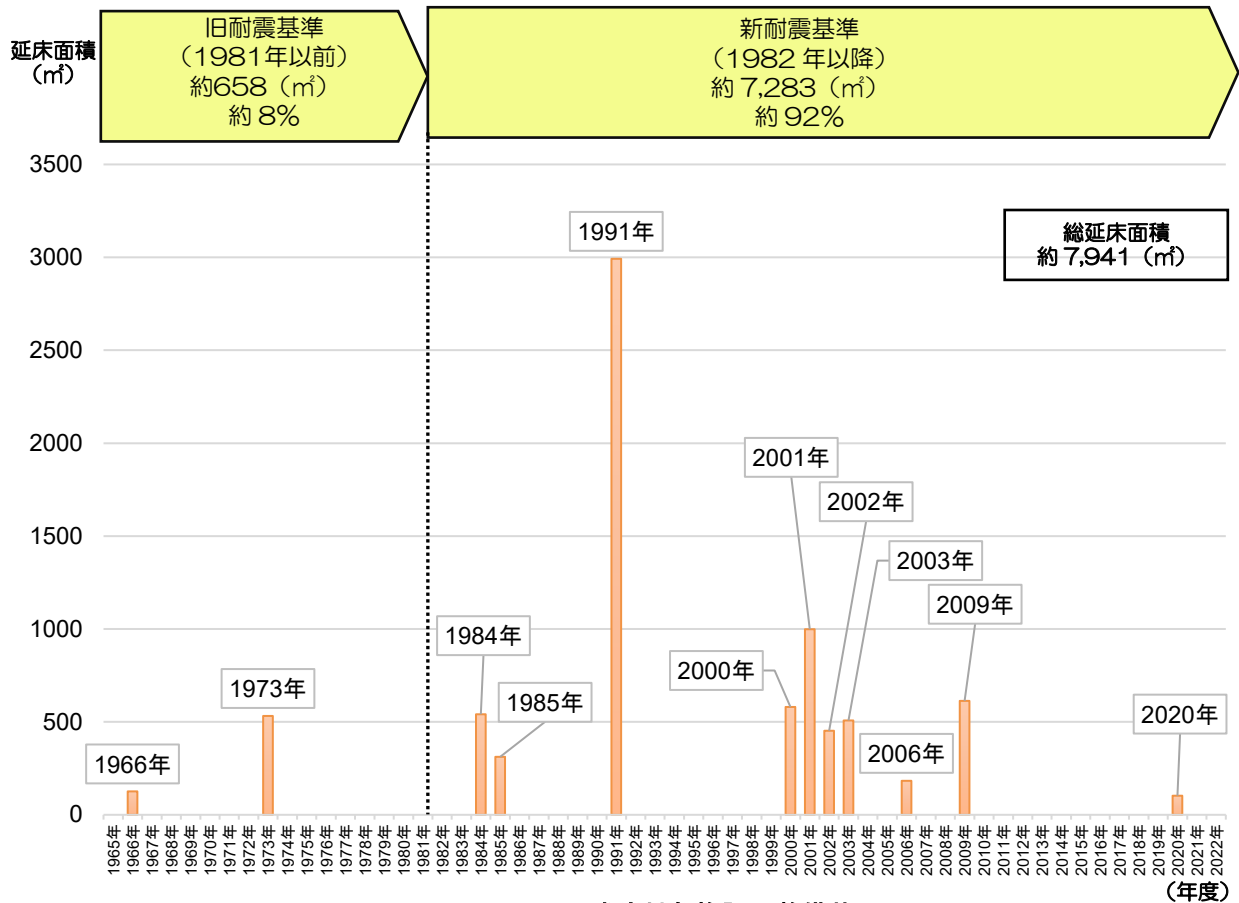


図 2-3 消防対象施設の整備状況

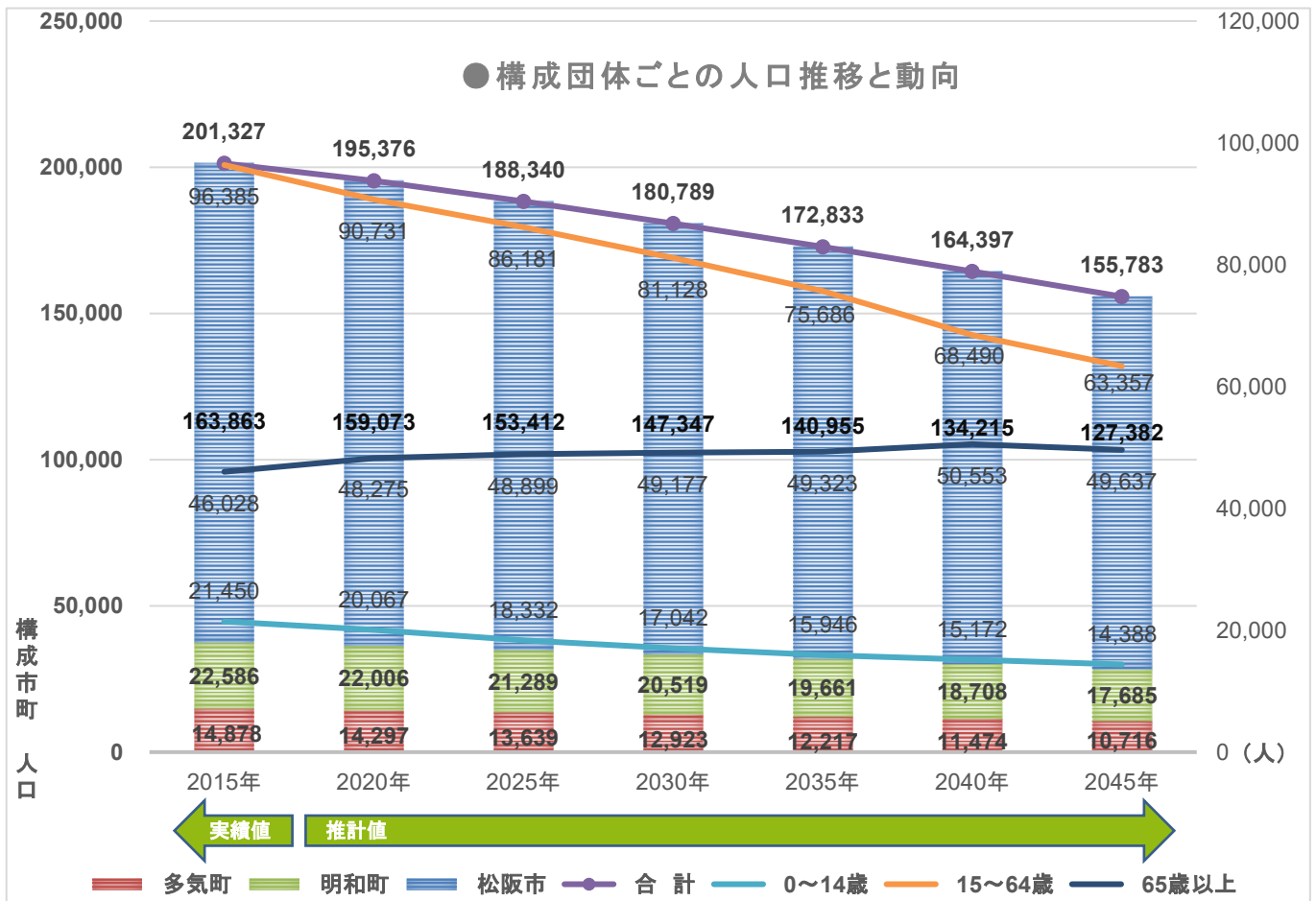
※1973年度（昭和48年度）建築の庁舎について

- ・多気分署庁舎は、1988年度（昭和63年度）及び2001年度（平成13年度）に増改築、更に2006年度（平成18年度）に耐震補強工事を行っています。
- ・旧三雲分署庁舎は、1995年度（平成7年度）及び2003年度（平成15年度）に増改築を行っています。

6 人口の動向と将来予測

以下は、構成団体の人口について、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査を基にまとめた将来推計を表しています。

平成30年（2018年）3月に推計した日本の地域別将来推計人口によると、2015年から2045年にかけての本組合の管内人口はほとんどで減少（2015年201,327人→2045年155,783人）していく見込みとなっています。また、総人口に占める高齢人口の割合は増加する一方、生産年齢人口の割合は減少していくと推計されています。



【出典】
 総務省 統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 平成30年3月推計」
 【注記】
 2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
松阪市	163,863	159,073	153,412	147,347	140,955	134,215	127,382
多気町	14,878	14,297	13,639	12,923	12,217	11,474	10,716
明和町	22,586	22,006	21,289	20,519	19,661	18,708	17,685
計(人)	201,327	195,376	188,340	180,789	172,833	164,397	155,783
総人口指数 (2015年=100)	100.0	97.1	93.6	89.9	86.0	81.9	77.7

図 2-4 将来人口推計

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 財政収支の現況

1-1 歳入の推移・内訳

本組合の普通会計の歳入は、27～28億円前後で推移していますが、2019年度においては、高機能消防指令センターの更新と同工事に伴う庁舎改修、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症対策事業により、構成市町からの分担金及び負担金による歳入額が他年度に比べて大きくなっているため、歳入総額も併せて大きくなっています。

また、内訳を見ると、歳入のうち主な財源である構成市町からの分担金及び負担金は、概ね26億円前後で推移しています。

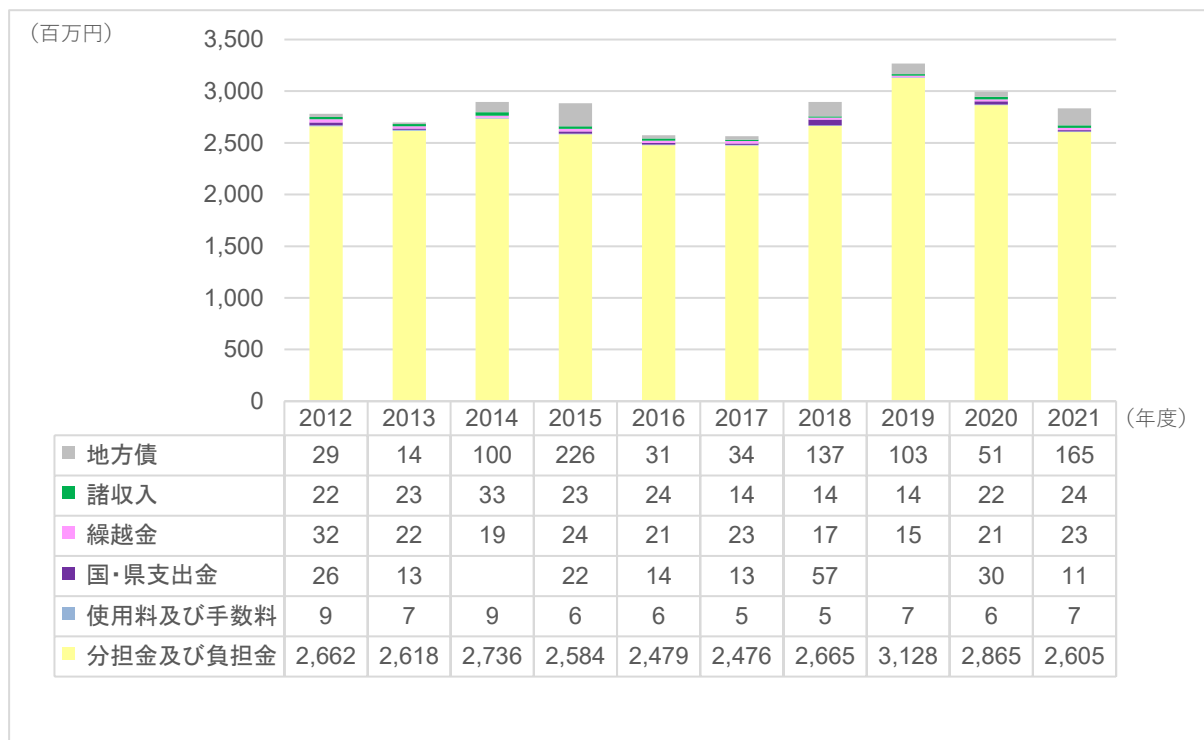


図 3-1 歳入額の推移

本組合の運営に係る経費の大部分は、組合構成市町からの分担金により賄われており、その推移は図 3-2 のとおりとなっています。

なお、構成市町の負担方法について、予算における議会費・総務費は、均等割 10%、人口割 90% で按分する一方で、消防費に係る経費については、署所を設置する当該市町が負担する（自賄い方式）こととしています。

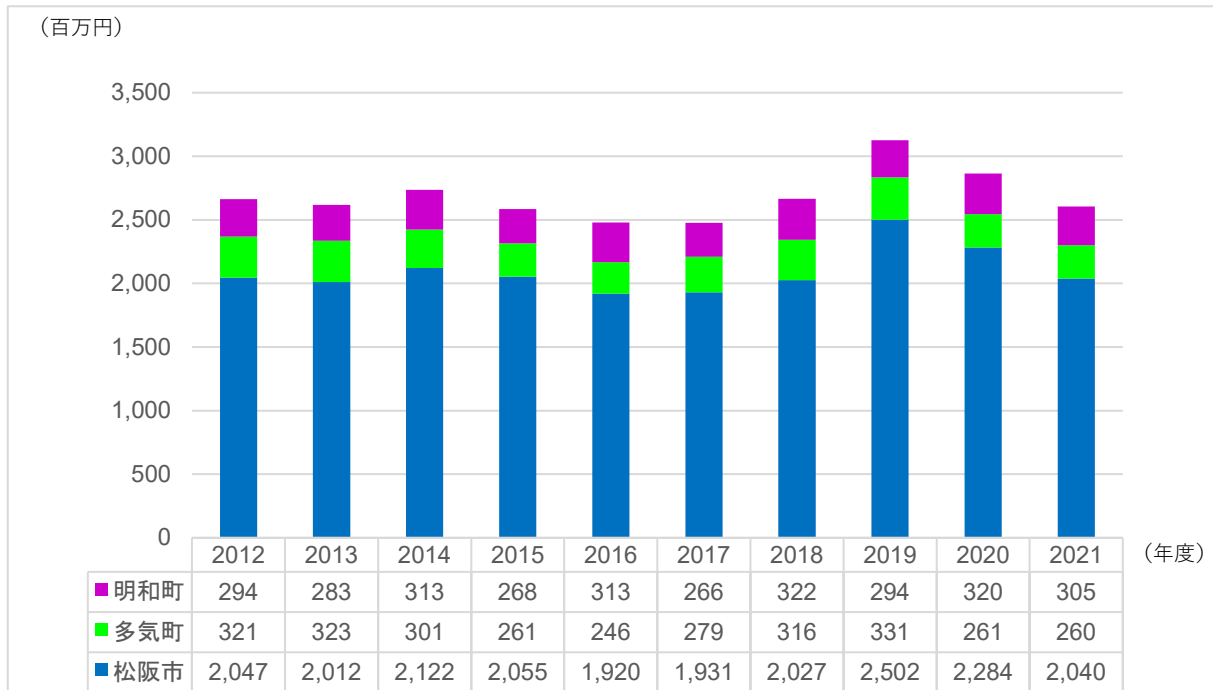


図 3-2 構成市町分担金の推移

1-2 歳出の推移・内訳

本組合の普通会計の歳出は、27～28 億円前後で推移しています。なお、2019 年度及び 2020 年度においては、普通建設事業費（※1）による歳出額が他年度に比べて大きいため、歳出総額も併せて大きくなっています。また、内訳を見ると、歳出のうち人件費（※2）を占める割合が大きくなっており、22 億円前後で推移しています。

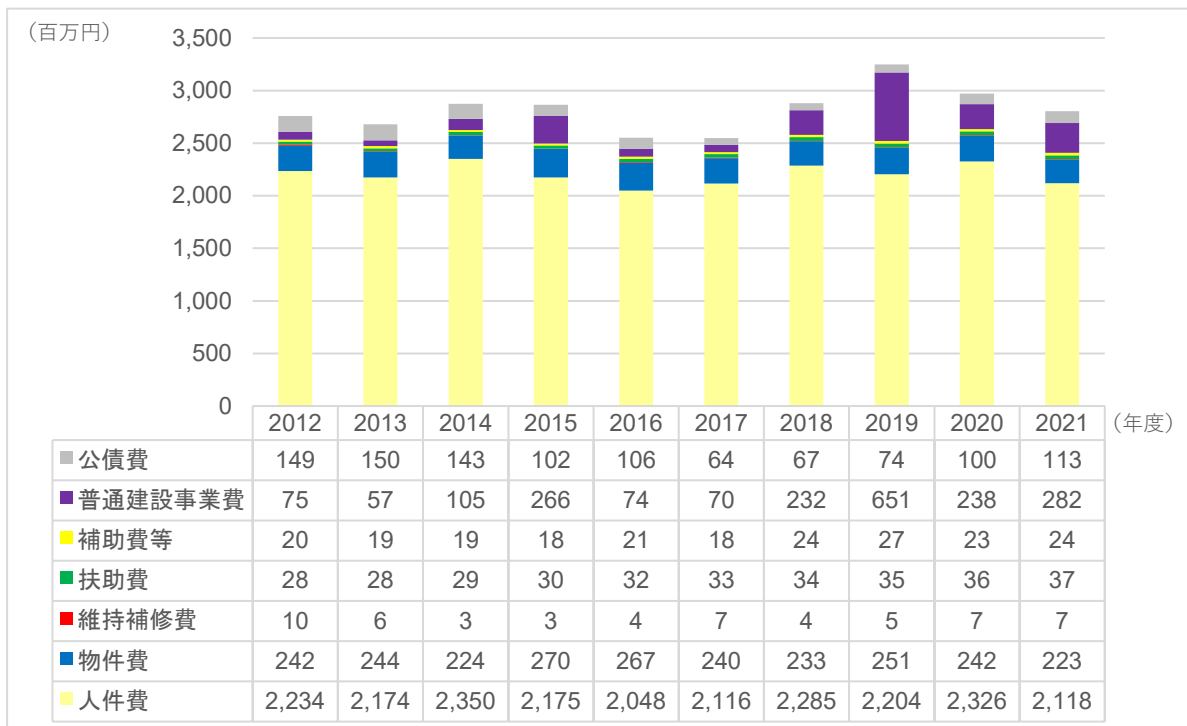


図 3-3 歳出額の推移

※1 普通建設事業費 1件 100万円以上の備品購入を含んでいます。

2019年度は高機能消防指令センターの更新及び庁舎改修、2020年度及び2021年度は、車両購入、新型コロナウイルス感染症対策事業が大きく影響しています。

※2 2014年度は18人、2018年度は11人、2020年度は13人の退職者があったため、人件費の割合が高くなっています。

本組合の借入金にあたる地方債残高は、平成の市町村合併を経て現在の体制となった2005年度には約11.7億円でしたが、2021年度には約5.4億円と約5割弱程度までに圧縮しています。

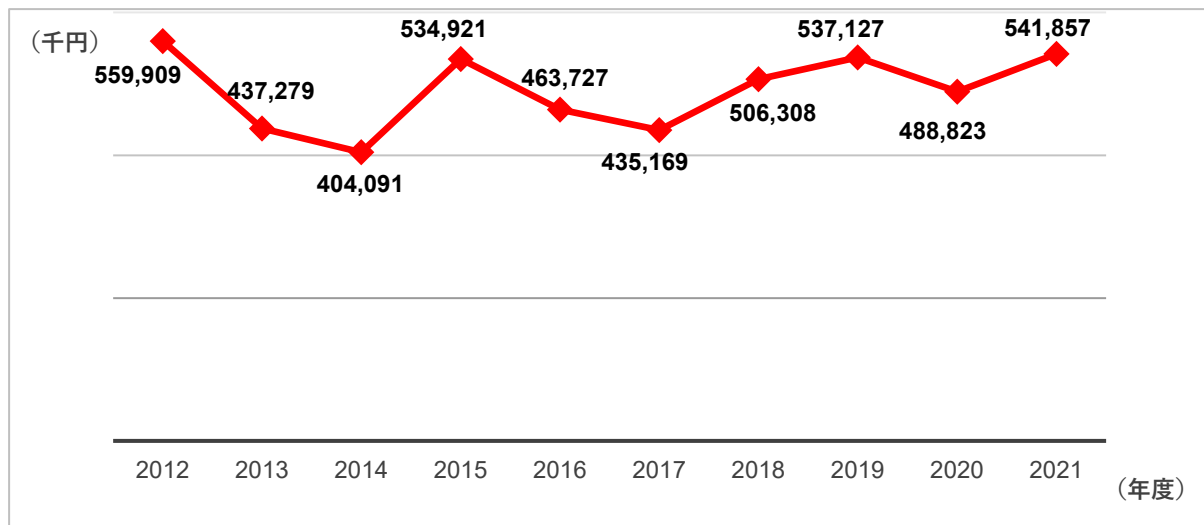


図 3-4 地方債残高

1-3 健全化判断比率

本組合の構成市町ごとの2020年度決算に基づく財政健全化判断比率は、下表のとおりです。
 なお、下表については、「三重県市町要覧」を参照しています。

表 3-1 主要指標

(区分) (市町別・年度)	松阪市		多気町		明和町		
	2020	2019	2020	2019	2020	2019	
標準財政規模(千円)	44,172,122	41,831,743	5,350,143	5,185,469	5,848,737	5,396,395	
実質赤字比率(%)	—	—	—	—	—	—	
連結実質赤字比率(%)	—	—	—	—	—	—	
実質公債費比率(%) (3ヵ年平均・H30～R2)	4.0	3.1	4.5	5.3	9.6	9.0	
将来負担比率(%)	—	—	—	—	111.9	125.7	
財政力指数 (3ヵ年平均・R1～R3)	0.571	0.583	0.515	0.538	0.547	0.566	
経常収支比率(%) (含臨時財政対策債)	80.3	86.0	93.5	90.0	85.7	90.6	
経常一般財源比率(%)	94.5	95.7	94.3	96.0	95.2	96.9	
実質収支比率(%)	6.2	4.8	6.5	5.4	13.9	9.8	
税の徴収率(%) (現年課税分+滞納繰越分)	94.3	93.7	97.7	97.8	96.1	95.1	
積立金 現在高 (千円)	財政調整基金	7,902,185	8,383,070	2,968,906	2,424,018	600,000	500,000
	減債基金	170,719	172,404	477,292	477,239	237,065	237,387
	特定目的基金	4,758,432	4,000,882	1,904,008	1,537,064	1,519,088	1,136,925

用語解説

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す。

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
 * 早期健全化基準：市町村の財政規模に応じ 11.25%～15% * 財政再生基準：20%

連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率
 * 早期健全化基準：市町村の財政規模に応じ 16.25%～20% * 財政再生基準：30%

実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
 * 早期健全化基準：25% * 財政再生基準：35%

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
 * 早期健全化基準：350% * 財政再生基準：なし

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数。数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)等に占める割合
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用しえる収入)の割合
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す。正数の場合は黒字、負数の場合は赤字である。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金
減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられている基金
特定目的基金	教育、文化の振興や産業の活性化など、特定の目的のために必要な事業に充てるための基金

2 中長期的な施設の更新費用

現在保有する全ての消防施設を維持した場合の財政面での課題を明確にするため、今後 40 年間に
おける施設の更新等に係る中長期的な経費の見込みを試算し、これら経費に充当可能な財源の見込み
と比較を行います。

更新等に係る中長期的な経費の見込みは、改修と更新の単価・周期を定めた試算ソフト（以下「総
務省試算ソフト」という。）の考え方にに基づき、消防施設の大規模改修費用及び更新費用を対象とし
て試算します（以下「総務省モデル」という。）。

総務省モデル

総務省試算ソフトを用い、全国一律の考え方に倣って、共通の大規模改修と更新の単価・
周期から経費を試算する方法

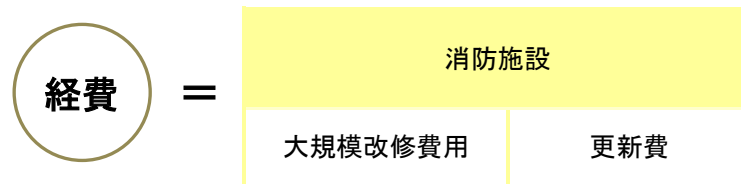


図 3-5 総務省モデルにおける試算内容の内訳

2-1 試算条件

消防施設の改修に係る経費の見込みは、総務省試算ソフトの大規模改修の費用を用いるものとし、
改修周期は同ソフトの考え方にに基づき、建築後 30 年で実施するものと仮定します。

また、消防施設の更新に係る経費の見込みは、総務省試算ソフトの建替え費用を用いるものとし、
更新周期は同ソフトの考え方にに基づき、建築後 60 年で実施するものと仮定します。更新費用は、事
業費ベースとし、国庫補助や起債等は考慮しない工事費の総額とします。ただし、設計費、解体費、
一般的な仮設費は含みます。

なお、大規模改修の費用は建替えの費用の 6 割相当に設定されています。

表 3-2 総務省試算ソフトの大規模改修単価・建替え単価

施設区分	大規模修繕単価	建替え単価
行政系施設（消防施設）	25 万円/m ²	40 万円/m ²

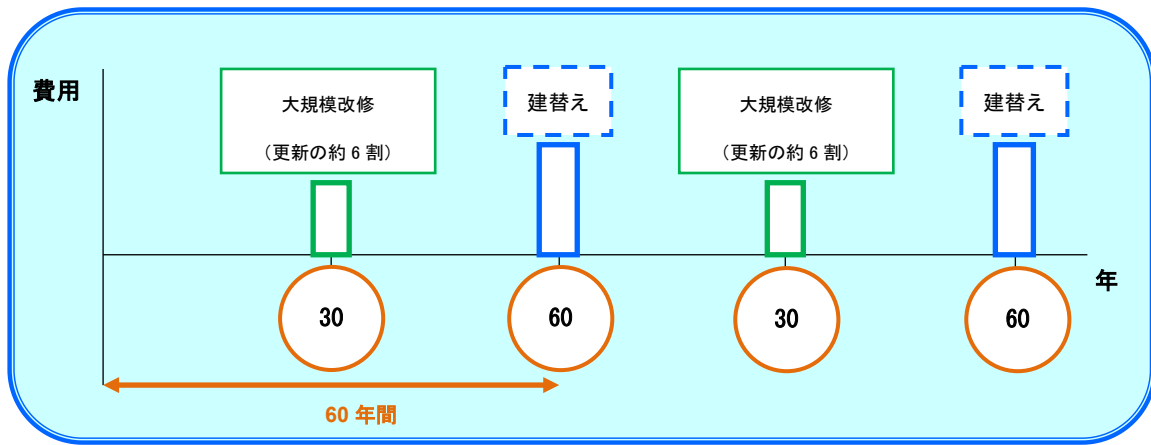


図 3-6 総務省試算ソフトにおける公共建築物の大規模改修・建替えのイメージ

2-2 更新にかけられる費用

これまで、施設の改修にかけられた経費の実績額は、本組合の性質別歳出決算額における普通建設事業費から車両購入、消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター等を除いた額と維持補修費の合計額になります。過去10年間の実績額の平均値より、1年あたり4,200万円となっています。この金額を将来的に施設の更新等費用に充当可能な財源と想定します。

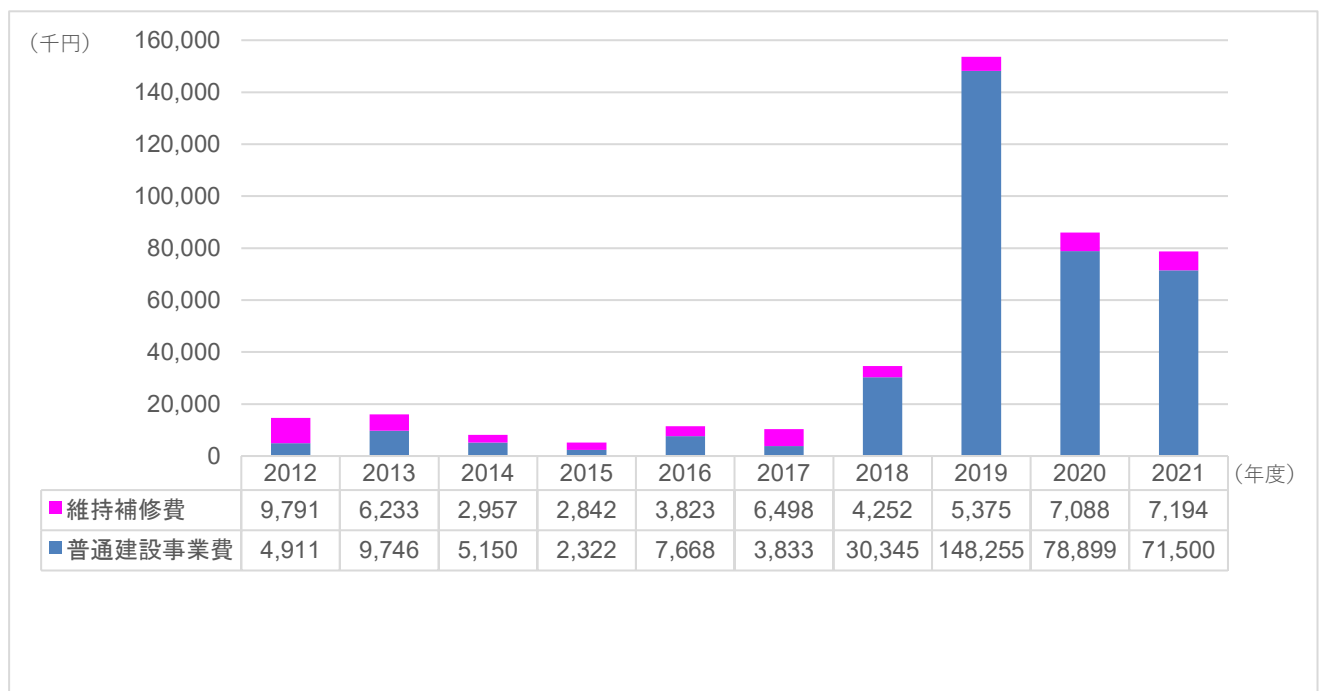


図 3-7 施設関連経費の推移

2-3 更新費の試算

現在保有する全ての消防施設を維持した場合、今後40年間に必要となる更新等に係る経費の見込みは、これまでの対象施設と試算条件に基づき、以下のとおりとなります。

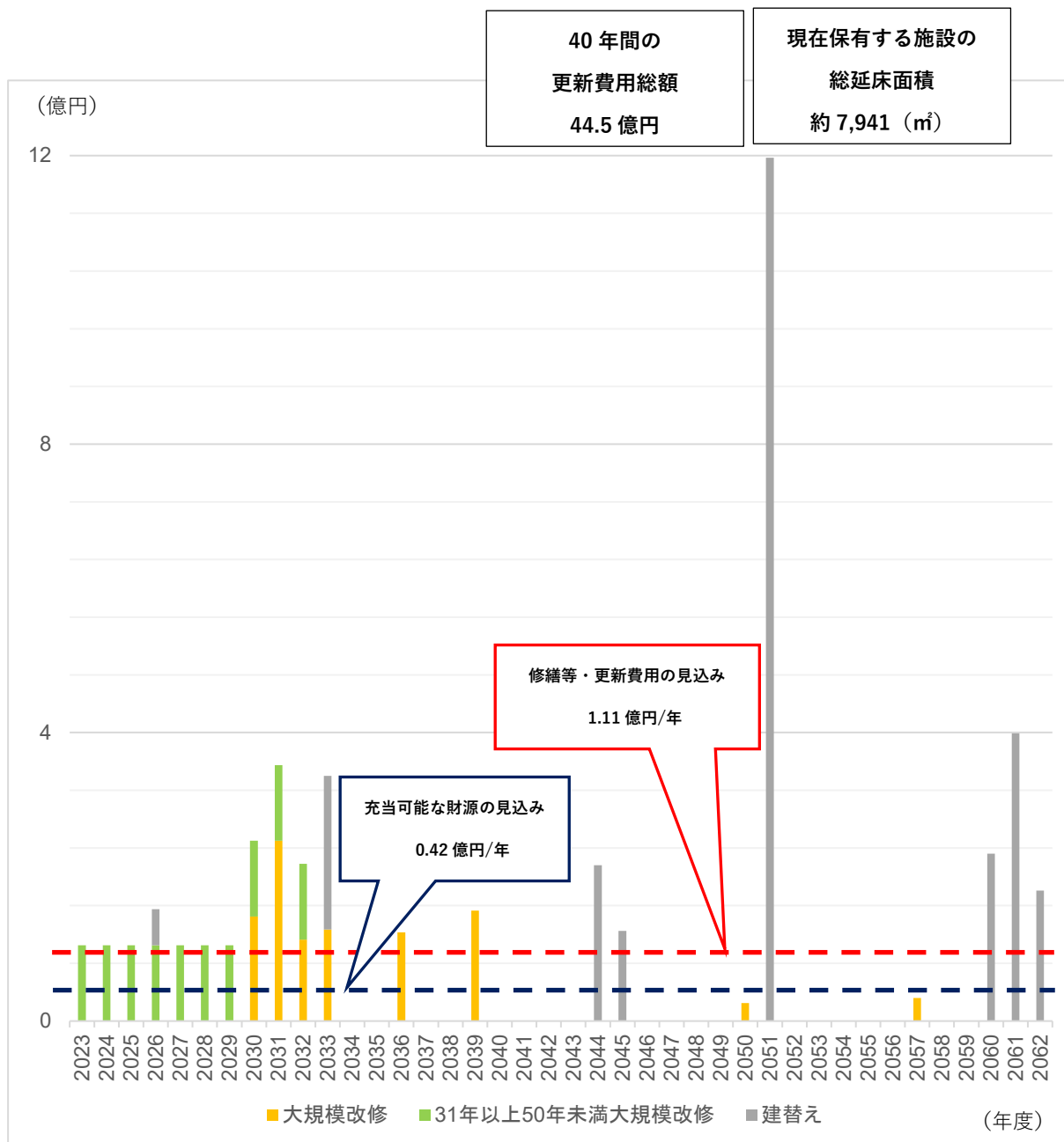


図 3-8 更新等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較(総務省モデル)

2-4 試算結果のまとめ

現在保有する施設を全て同規模で更新等を行っていくとした場合に必要となる経費の見込み（＝必要額）と充当可能な財源の見込み（＝確保想定額）から求めた予算の不足額を試算結果のまとめとして、以下に整理します。

表 3-3 今後 40 年間の不足額の見込み(総務省モデル)

	必要額 (円)	確保想定額 (円)	不足額 (円)
消防施設	44.5 億円 (1.11 億円/年)	16.8 億円 (0.42 億円/年)	27.7 億円 (0.69 億円/年)



現在保有する全ての消防施設を維持すると仮定し、今後も総務省モデルによる維持管理を行った場合は、今後 40 年間で約 27.7 億円（1 年あたり約 0.69 億円）の財源が不足することが懸念されます。

ただし、過去 10 年間には、資器材庫の新築のみで、消防庁舎の新設や建て替えが行われていないため、過去の実績額には、改修の費用しか含まれていないことに留意する必要がある、建物の更新時には適切な予算確保が必要となります。

また、普通建設事業費の内訳で大きな比率を占める車両購入費についても建物の更新等費用と合わせて平準化の検討を行っていく必要があります。

なお、第 3 章 1-1 歳入の推移・内訳で述べたとおり、本組合の運営に係る経費の大部分は構成市町からの分担金で賄われており、消防庁舎や車両など地域性が高い部分については、自賄い方式により負担をお願いしていることから、構成市町の財政バランスに配慮しながら調整を図っていく必要があります。

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

1 公共施設等の管理における基本方針

本組合では、今後の施設の維持管理・更新の基本方針として以下のとおり定めます。

表4-1 基本方針

【基本方針】

- ① 長寿命化・維持補修を計画的に行い、ライフサイクルコスト（※3）を低減する
- ② 資産の有効活用に努める
- ③ 効率的な実施体制の構築及び情報共有に努める

※3 ライフサイクルコスト（LCC） 製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）に必要な経費の合計額。

1-1 長寿命化・維持補修を計画的に行い、ライフサイクルコストを低減する

損傷・事故が発生してから修繕等を行う事後保全型から、恒久的な点検を実施し、施設の劣化・損傷を早期に発見するとともに、施設の状況を的確に把握し対処していくといった予防保全型の維持管理を行います。また、公共施設等の長寿命化対策にも積極的に推進することで、維持管理・更新費用を縮減し、財政負担の軽減を図ります。

1-2 資産の有効活用に努める

現在の活動実績等、消防需要を考慮しても、施設の廃止・統合といった、総量の削減は現実的ではありません。そのため、日常の消防業務のほか、災害時にも的確に対処できる庁舎機能を維持していきます。三重県をはじめとする広い範囲で、南海トラフ地震や、それに伴う津波の被害が想定されています。加えて、活断層による地震も注目され、本組合管内でも中央構造線への危機管理や、水害、土砂災害等から住民の命を守るべく、万全の体制を整えます。

1-3 効率的な実施体制の構築及び情報共有に努める

本計画策定の主眼は、公共施設等の更新や維持補修費に係る財政負担の軽減・平準化に置いています。そのため、常に資産管理と財政計画との整合性が必要となることから、財政計画を所掌する総務課が中心となり、固定資産台帳をはじめとする資産情報を保持し、かつ、各公共施設等の所管部署との庁内会議を随時に活用しつつ、効果的で効率的な実施体制づくりを行います。

また、計画の進捗状況や維持管理に関する情報の一元化を進めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組めるよう啓発を推進していきます。

2 維持管理方針

2-1 点検・診断等の実施方針

法定点検に加え、施設管理者による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握します。その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的に実施します。

建物の劣化及び機能低下を早期発見するための、点検項目・点検頻度等について検討し、マニュアル等の整備を行います。委託契約により実施している保守・点検等について、契約どおりに実施されているかどうか委託先から確実に報告を受け実態を把握します。

点検・診断結果については、その結果を記録・蓄積して老朽化対策等に活用します。

なお、点検・診断については、以下のような評価項目を参考にします。

表 4-2 点検・診断等の評価項目と内容(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考)

評価項目		内 容
安全性	① 安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	② 耐久性	建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
	③ 耐用性	経年劣化と耐用年数、変化に対する追随性、計画的な保全・大規模改修
	④ 保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤ 適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥ 不適合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）
	⑦ 快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
	⑧ 情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨ 環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
社会性	⑩ 社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
	⑪ 住民満足度	住民満足度、職員満足度
	⑫ 施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬ 供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
	⑭ 施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮ 体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯ 点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰ 運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱ ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

2-2 安全確保・耐震化の実施方針

点検・診断結果によって危険性が高いと認められた施設や、老朽化の著しい施設については、安全の確保を優先させ、緊急的に対策を講じます。

本組合の建物については新耐震基準で建設されているものの、災害時の拠点として迅速に活用できるように安全・機能確保を常に図り、必要に応じて、耐震診断及び補強を実施していきます。

2-3 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果により、施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先順位をつけ、計画的に修繕・更新を実施していきます。維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上に課題を適切に把握し、今後の修繕計画に活用していきます。

また、新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進め、トータルコストの縮減を図るとともに、大規模改修等の実施にあたっては、緊急性・重要性等を踏まえて実施時期の調整を行うことにより、財政負担の平準化を図ります。

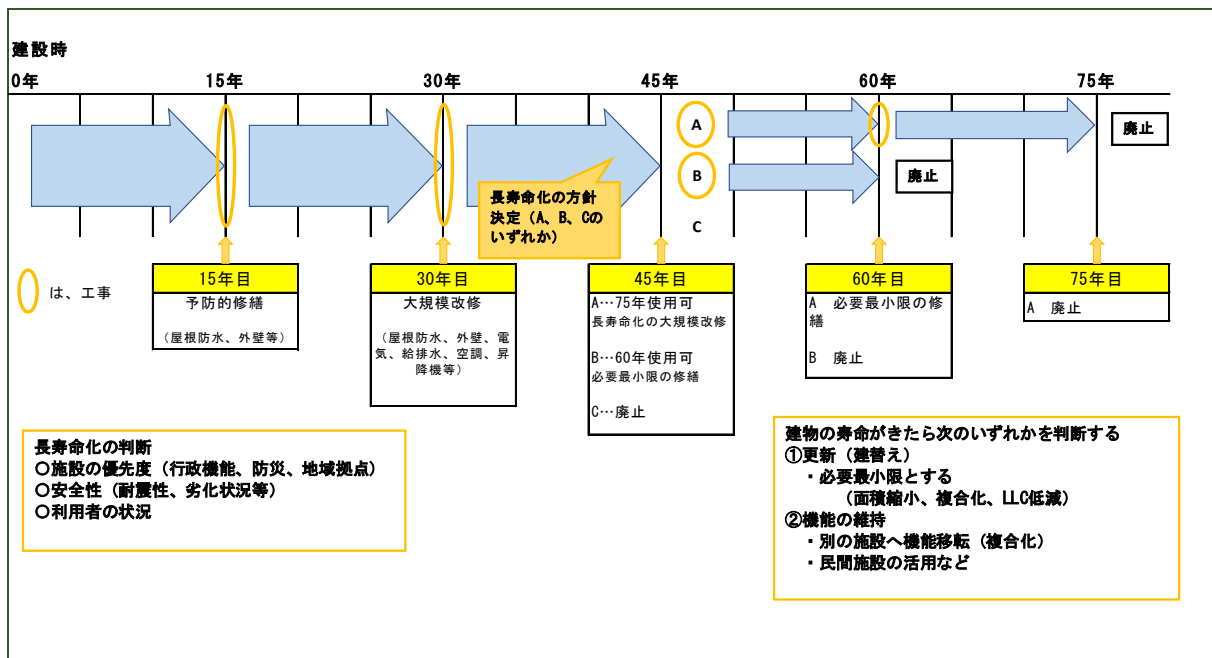


図 4-1 施設の維持・更新の流れ(イメージ)

2-4 長寿命化の実施方針

公共施設等の耐用年数到来年度を把握し、改修や更新の対応時期を検討します。

修繕の必要な箇所が生じた場合は、迅速に応急処置を施すとともに、点検・診断結果を効果的に活用し、小規模な改修を積み重ねていくことでトータルコストの低減に努めます。

なお、建替えについては、原則として耐用年数経過後に行う予定としていますが、その当時の劣化状況や本組合の運営状態を鑑み、大規模改修に要する費用と建替えに要する費用を比較し、後者の方で費用対効果が高く見積もられた場合には、建替え時期の前倒しも検討します。その際には、建設技術が向上していることも踏まえ、より長時間使用可能な設計及び建築方法をとります。

2-5 構成団体や広域連携のあり方について

先に触れましたが、本組合管内でも大規模な地震、それに伴う津波の他、土砂災害、水害といった自然災害の発生が想定されています。これらの危機管理や有事の際に迅速な対応ができるように、構成団体にて制定されている防災計画、避難行動要支援者名簿及び個別計画といった各種計画を十分に把握のうえ、連携を図っていきます。加えて、近隣の消防本部とも意見交換や協議を重ね、緊密な連携を図ることができるように努めていきます。

2-6 PPP/PFI の方針

本組合では、建物・土地といった保有資産に加え、保守点検が必要な部分が少なく、また庁舎内に民間活用が可能なスペースも有しておらず、民間主導で行う行政サービスがないことから PPP/PFI については検討しないこととします。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託等を含む手法。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施行等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

3 計画の実行・管理

3-1 フォローアップの方針

本計画の内容については、本組合内はもちろん、構成団体と連携しながら実行に向けた進捗管理を行うことが重要になります。

図 4-2 の PDCA サイクルによるフォローアップを実践し、住民ニーズへの対応と財政負担の平準化及び軽減を同時に実現できるようマネジメントに取り組みます。

また、社会情勢の変化や本組合及び構成団体を取り巻く情勢の変化に応じては、適宜、本計画を改定します。

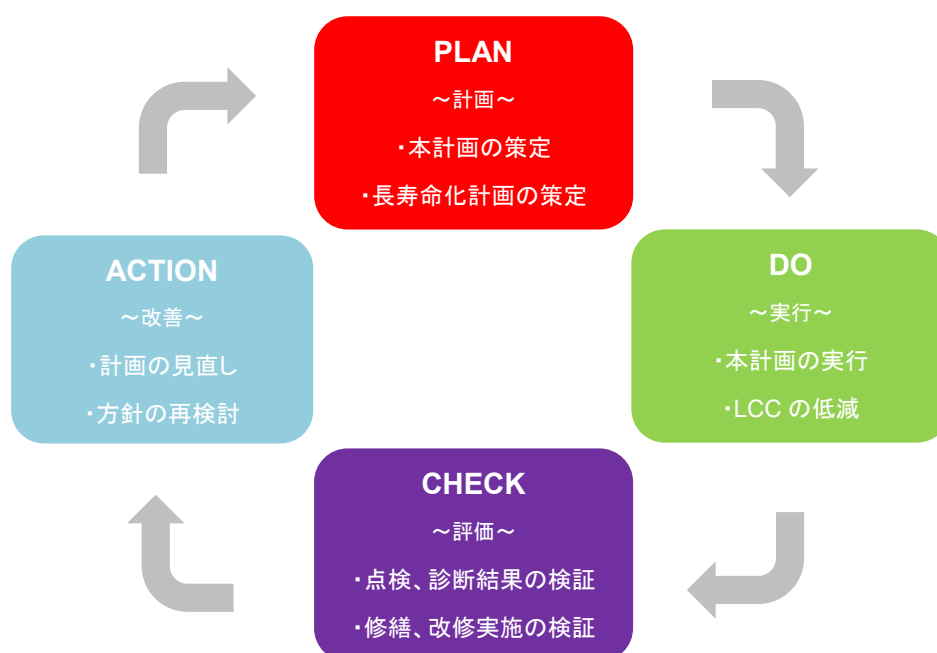


図 4-2 PDCA サイクル

3-2 住民への説明

本計画の策定にあたっては、住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。本組合の公共施設等を取り巻く現状や課題、本計画の必要性等について、住民にご理解いただくために、本組合ホームページにて掲載します。

また、施設の大規模改修や建替え等を検討する際には、住民、構成団体、議会等と十分に協議し合意形成を得たうえで、計画の進行に取り組みます。

3-3 長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

計画の策定後は、長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

本組合でも、早急な対応をめざしており、長寿命化計画策定時には、点検・診断結果から出された施設評価を基として建物性能、利用率・費用対効果等を施設ごとに分析し、長寿命化対策のための修繕工事や改修工事の実施（予定）時期を明確に定めていきます。

なお、これらの施設情報には、先述した固定資産台帳を活用していきます。

松阪地区広域消防組合公共施設等総合管理計画

令和4（2022）年12月発行

企画・編集 松阪地区広域消防組合 消防本部総務課

〒515-0818 三重県松阪市川井町1001番地1

TEL 0598-25-1411

URL <http://www.mie-matsusaka119.jp>